令和6年度 苅 田 町 地域密着型サービス事業者 集団指導資料

【制度改正関係】

地域密着型通所介護

苅田町 福祉課

<改定事項>

①急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化・1
②身体的拘束等の適正化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・2
③通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し・・・・・・・3
④リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し・・4
⑤通所介護等における入浴介助加算の見直し・・・・・・・・・・・4
⑥科学的介護推進体制加算の見直し・・・・・・・・・・・・・・ 7
⑦アウトカム評価の充実のための ADL 維持等加算の見直し・・・・・・・・ 1 O
⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し・・・・・・・・1 1
⑨介護職員の処遇改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
⑩個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し・・・・・・・13
①特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の
対象地域の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
①通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化・・・・・・・・・15

①急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化

1.(2)② 豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の 通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション】

○ 豪雪地帯等において、積雪等のやむを得ない事情の中でも継続的なサービス提供を行う観点から、通所介護費等の所要時間について、利用者の心身の状況(急な体調不良等)に限らず、積雪等をはじめとする急な気象状況の悪化等によるやむを得ない事情についても考慮することとする。【通知改正】

算定要件等

○ 現行の所要時間による区分の取扱いおいては、現に要した時間ではなく、計画に位置づけられた内容の通所介護 等を行うための標準的な時間によることとされているところ、実際の通所介護等の提供が計画上の所要時間よりも、 やむを得ず短くなった場合には計画上の単位数を算定して差し支えないものとしている。

上記「やむを得ず短くなった場合」には、当日の利用者の心身の状況に加えて、<u>降雪等の急な気象状況の悪化等</u>により、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要した場合も該当する。

なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を 算定すること。

※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)より

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション】

○ 所要時間による区分の取扱い

問 64 所要時間による区分の取り扱いとして、「降雪等の急な気象状況の悪化等により ~」としているが、急な気象状況の悪化等とは豪雨なども含まれるか。

(答)

降雪に限らず局地的大雨や雷、竜巻、ひょうなども含まれる。 例えば、急な気象状況 の悪化等により道路環境が著しく悪い状態等も含むこととして差し支えないため、都道 府県・市町村におかれては地域の実態に鑑み、対応されたい。

②身体的拘束等の適正化の推進

(6)② 身体的拘束等の適正化の推進① 1.

【ア:短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ:訪問系サービス★、適所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】 概要

○ 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、 指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講 じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。 【告示改正】

が問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと とし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定
 - 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行って はならないこと。
 - 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならないこと。

③通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し

1. (7) ③ 通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し

概要

【通所介護、地域密着型通所介護】

○ 通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算について、事業所全体で認知症利用者に対応する観点から、 従業者に対する認知症ケアに関する個別事例の検討や技術的指導に係る会議等を定期的に開催することを求める こととする。また、利用者に占める認知症の方の割合に係る要件を緩和する。【告示改正】

単位数

<現行>

認知症加算 60単位/日



<改定後> 変更なし

算定要件等

- 指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号・指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は 第3号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- 指定通所介護事業所・指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者 の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の 者の占める割合が100分の15以上であること。
- 指定通所介護・指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護・指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。
- 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。(新設)

【留意事項】

認知症加算(新設部分)

- ⑧「認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。
- ※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問17~問24参照令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.3)問4参照

④リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画

書の見直し

2.(1)③ リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る 一体的計画書の見直し

概要

【通所介護、通所リハビリテーション★、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、介護老 人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組を推進する観点から、リハビリテーション・個別機能 訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

リハビリテーション・個別機能訓練、口腔、栄養に係る一体的計画書について、記載項目を整理するとともに、 他の様式におけるLIFE提出項目を踏まえた様式に見直し。

【厚生労働省通知を参照】

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について(令和 6年3月15日付)

⑤通所介護等における入浴介助加算の見直し

2.(2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し①

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

- 通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、 以下の見直しを行う。
- 入浴介助に必要な技術の更なる向上を図る観点から、入浴介助加算(1)の 算定要件に、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助
- に関する研修等を行うことを新たな要件として設ける。 【告示改正】 (入浴介助加算(II) の算定要件である、「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、人材の有効活用を図る観点から、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も

算定することを可能とする。 【告示・通知改正】 加えて、利用者の居宅における自立した入浴への取組を促進する観点から、入 留意事項通知で示している内容を告示に明記し、要件を明確化する【告示改正】 入浴介助加算(II)の算定要件に係る現行のQ&Aや

単位数

入浴介助加算(1) 40単位/日 入浴介助加算(II) 55単位/日

<改定後> 変更なし 変更なし

算定要件等

< 入浴介助加算(1)>

- 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
- 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。
- <入浴介助加算(目)> (入浴介助加算(1)の要件に加えて)
- (浴介助加算(目) > (入浴介助加算(目) の要件に加えて)

 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士者しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下」医師等」という。)
 が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合は、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても美し支えないものとする。

 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成された。ただし、個別の入浴計画の発送に代えること、ただし、個別の入浴計画を指する人容を通用の保証に記載するたと。ただし、個別の入浴計画の
- 作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を適所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。 上記の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。)又は利用者の居宅の状況に近い環境<u>(利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する</u> 擅の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをい) で、入浴介助を行うこと。

2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し② < 入浴介助加算(I) > 入浴介助加算(I) > 入浴介助加算(I) の要件に加えて 利用者名を訪問 利用者名を訪問 (本語問可能な職種) 医師、理学療法士、介護福祉士若に人は介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境を確認できる人員及び設備を有いてきる人員及び設備を有いてきる人員及び設備を有いて (本語問可能な職種) という。 (本語の事情を表現の事情を行うことができる人員及び設備を有いて (本語の事情を表現して、作業療法士、介護福祉士若に人は介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる人員及び設備を有いて (本語の事情を表現して、対象を表現りでする。まれる、対象を表現りでする。まれる、対象を表現りでする。まれる、対象を表現りでは、対象を表現りでする。まれる、対象を表現りでする。まれる、対象を表現しないる、対象を表現を表現しないる。まれる、対象を表現りでする。まれる、対象を表現れる。まれる、対象を表現れる。まれる、対象を表現る。まれる。



利用者宅の浴室が、利用者自身 又は家族の介助により入浴を行う ことが難しい環境にある場合 訪問した医師等が、介護支援専門員、 福祉用具専門相談員と連携し、福祉 用具の購入・住宅改修等環境整備等 を助言する。

90

居宅介護支援事業所·

福祉用具販売事業所等

※ <u>黒字下線部</u> → 留意事項通知やQ&Aで示している内容を告示に明記した部分。 赤字 → 新規追加部分。

医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機

※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問60~問63】参照

【留意事項】

入浴介助加算について

行われる入浴介助であること

ア 入浴介助加算(I)について

- ① 入浴介助加算 I は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである(大臣基準告示第14号の5)が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合は、これを含むものとする。
- ② 入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものとする。
- ③ 地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入 浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

イ 入浴介助加算(Ⅱ)について

- ① ア①から③までを準用する。この場合において、ア①の「入浴介助加算(I)」は、「入浴介助加算(II)」に読み替えるものとする。

加算(Ⅱ)の算定に関係する者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、a~cを実施する。

- a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士<u>若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下、「医師等」という。</u>)が利用者の居宅を訪問(個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。)し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定地域密着型通所介護事業所に対しその旨情報共有する。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定地域密着型通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。
 - (※) 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。

なお、医師等が訪問することが困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価及び助言を行うこともできることとする。ただし、情報通信機器等の活用については、当該利用者等の同意を得なければならないこと。また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- b 指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。

⑥科学的介護推進体制加算の見直し

2. (3) ① 科学的介護推進体制加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、 地域密着型特定施設人居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症对応型共同生活介護★、希護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を 推進する観点から、以下の見直しを行う。
 - 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。 【通知改正】
 - LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。 【通知改正】
 - 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

算定要件等

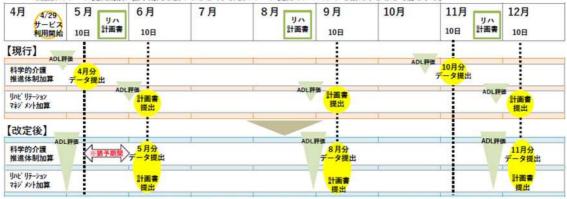
- LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施
- <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
 - ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
 - ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

LIFEへのデータ提出頻度の見直し(イメージ)

- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算もあれば、サービス利用開始 後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異 なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。○ また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるよう、例えば、月末より サービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下 で、提出期限を猶予する。

例:同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

- 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を
- 行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。 これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体 制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。



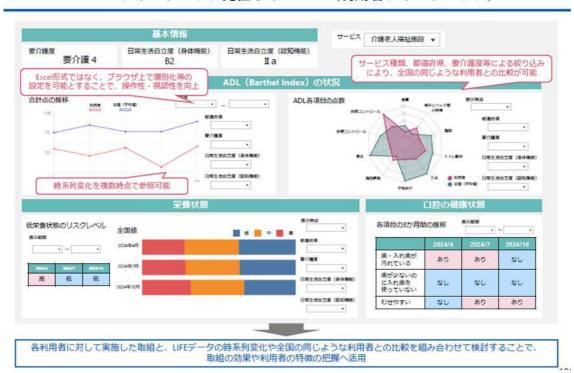
(班)一定の条件の下で、サービス利用開始翌月までにデータ提出することとしても差し支えない。ただし、その場合は利用開始月は終音の加算は算定できないこととする。

LIFEのフィードバック見直しイメージ(事業所フィードバック)



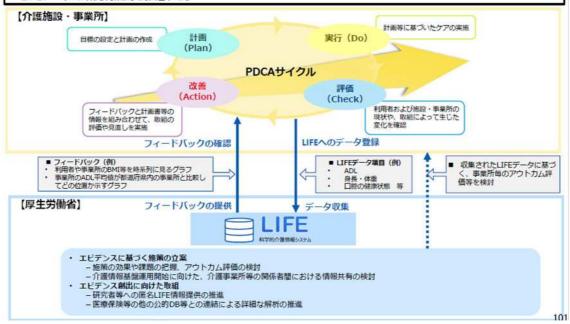
取組の効果や自施設・事業所の特徴の把握へ活用

LIFEのフィードバック見直しイメージ(利用者フィードバック)



LIFEを活用した取組イメージ

○ 介護事業所においては、介護の質向上に向けてLIFEを活用したPDCAサイクルを推進する。LIFEで収集したデータ も活用し、介護報酬制度を含めた施策の立案や介護DXの取組、アウトカム評価につながるエビデンス創出に向けた LIFEデータの研究利活用を推進する。



※令和6年度介護報酬改定Q&A (Vol.1)

問 175 科学的介護推進体制加算のデータ提出頻度について、少なくとも6か月に1回 から3か月に1回に見直されたが、令和6年4月又は6月以降のいつから少なくとも3か月に1回提出すればよいか。

(答)

- ・ 科学的介護推進体制加算を算定する際に提出が必須とされている情報について、令和 6年4月又は6月以降は、少なくとも3か月に1回提出することが必要である。
- ・ 例えば、令和6年2月に提出した場合は、6か月後の令和6年8月までに少なくとも 1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ 提出が必要である。

⑦アウトカム評価の充実のための ADL 維持等加算の見直し

2.(3)③ アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

○ ADL維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組をより一層推進する観点から、ADL維持等加算 (Ⅱ)におけるADL利得の要件について、「2以上」を「3以上」と見直す。【告示改正】 また、ADL利得の計算方法の簡素化を行う。【通知改正】

算定要件等

- < ADL維持等加算(1) >
- 以下の要件を満たすこと
 - イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。
 - ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合は サービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属 する月ごとに厚生労働省に提出していること。
 - ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL 値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位 及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値 が1以上であること。
- < ADL維持等加算(II) >
- ADL維持等加算(I)のイとロの要件を満たすこと。○ 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。
- < ADL維持等加算(|) (||) について>
- 初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者の場合や他の施設や事業所が提供するリハビリテー ションを併用している利用者の場合のADL維持等加算利得の計算方法を簡素化

【留意事項】

ADL維持等加算について

- ① ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、BarthelIndexを用いて行うものとする。
- ② 大臣基準告示第16号の2イ(2)における厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこ ととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関 連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状 態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施 内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(P DCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜 活用されるものである。

③ 大臣基準告示第16号の2イ(3)及びロ(2)におけるADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算 して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、 次の表の上欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる値を加え た値を平均して得た値とする。

ADL値が0以上25以下	1
ADL値が30以上50以下	1
ADL値が55以上75以下	2

ADL値が80以上100以下

3

④ ハにおいてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位 100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。) 及び下位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じた

ときは、これを切り捨てるものとする。)を除く利用者(以下この(12)において「評価対象利用者」という。)

- ⑤ 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合は、 届出の日から 12 月後までの期間を評価対象期 間とする。
- ⑥ 令和6年度については、令和6年3月以前よりADL維持等加算(Ⅱ)を算定している場合、ADL 利得に関わらず、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月に限り算定を継続することができる。

⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

3.(2) ⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生(以下「外国人介護職員」という。)については、 日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、 人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護 職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準 に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこと とする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。 イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。 併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支 援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定 める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護
- 職員であって、受入れ施設(適切な研修体制及び安全管理体制が整備されてい るものに限る。) に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力 び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の 意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



9介護職員の処遇改善

概要

3.(1)① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、適所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のペースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ペースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
 - ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

単位数※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護 職員の常勤後額職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	1	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護·地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設·短期入所療養介護 (介護老人保健施設)★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院·短期入所療養介護 (介護医療院)★·短期入所療養介護 (病院等)★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

3.(1)① 介護職員の処遇改善②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
- ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。



※:加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算($I \sim IV$)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に 重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

※厚生労働省 HP 介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A参照

10

⑩通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の 緩和及び評価の見直し

3. (3) ⑦ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の 人員配置要件の緩和及び評価の見直し①

概要 【通所介護、地域密着型通所介護】

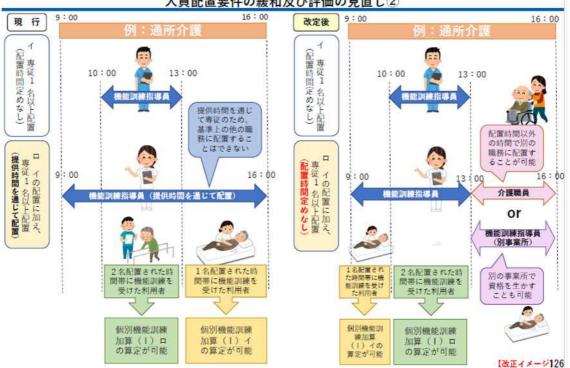
○ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算について、機能訓練を行う人材の有効活用を図る観点から、個別機能訓練加算(I)ロにおいて、現行、機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならないとしている要件を緩和するとともに、評価の見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>
個別機能訓練加算(I) イ 56単位/日個別機能訓練加算(I) ロ 85単位/日個別機能訓練加算(I) ロ 85単位/日個別機能訓練加算(I) 20単位/月変更なし

算定要件等 個別機能訓練加算(1)口 ニーズ把握・情報収 通所介護・地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生 活状況を確認。 機能訓練指導員の配 置 専従1名以上配置 1 名以上配置 (配置時間の定めなし) 人員欠如減算・定員超過減算に該当している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。 イの配置(専従1名以上配置(配置時間の定めなし))に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置してい 個別機能訓練加算(I) イの る時間帯において算定が可能。 計画作成 居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。 利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。 訓練項目は複数種類を準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。 機能訓練項目 訓練の対象者 5 人程度以下の小集団又は個別。 訓練の実施者 機能訓練指導員が直接実施(介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない) 3か月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。 進捗状況の評価

3. (3) ⑦ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の 人員配置要件の緩和及び評価の見直し②



【留意事項】

個別機能訓練加算

個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下3の2において「理学療法士等」という。)を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能(身体機能を含む。以下(11)において同じ。)の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものである。

本加算の算定にあたっては、加算設置の趣旨をふまえた個別機能訓練計画の作成及び個別機能訓練が実施されなければならない。

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ、個別機能訓練加算(Ⅱ)は省略。

- ①個別機能訓練加算(I)口
- ・個別機能訓練加算(I)ロを算定する際の人員配置
- (I)イの専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。この場合において、例えば1週間のうち特定の時間だけ、(I)イの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名に加え、さらに(I)ロの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上配置している場合は、その時間において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。

ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者や 居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。

なお、指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問53~問58参照

⑪特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する 者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

5. ② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する 者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

概要

【訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用すること とされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービ ス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。【告示改正】

基準

	算定要件	単位数
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※1)に所 在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 15/100 を乗じた単位数
中山間地域等における 小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※2)に所 在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 10/100 を乗じた単位数
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※3)に居住する利用者に対し、適常の事業の実施地域 を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に 5/100 を乗じた単位数

- ※1:①難易接興対策実施地域、②奄美群島、 ③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の難島、 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過**度地** 雄等であって、人口窓度が希薄、交通が不 便等の理由によりサービスの確保が着しく
- 医療が順田によりリーと人の特殊が着し、 困難な地域 ::①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、 ③半島振興対策実施地域、④特定農山村、
- 5 消除地域 ※ 3:①離島接限対策実施地域、②奄美群島、 ③豪奢地帯及び特別豪奢地帯、④辺地、⑤ 振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策 実施地域、⑧特定農山村地域、⑨**過疎地** 域、⑩沖縄の難島
- 厚牛労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚牛労働省告示第83号)及び厚牛労働大臣が定める地域(平成24年厚牛労働省告示第120号)の

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条 第一項に規定する過疎地域



<改定後> 過継地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)<u>第一条</u> 第二項により公示された過程地域

⑩通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

5. ⑤ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、療養通所介護】

通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先に ついて利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同 乗を可能とする。【Q&A発出】

算定要件等

(送迎の範囲について)

利用者の送迎について、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態 (例えば、近隣の親戚の家) がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。

(他介護事業所利用者との同乗について)

○ 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を 行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合 (共同での委託を含む) には、責任の所在等を明確に した上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。

(障害福祉サービス利用者との同乗について)

○ 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約(共同での委託を含む)を結んだ場合にお いても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。 ※ なお、この場合の送迎範囲は、利用者の利便性を損うことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内とする。

※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問65~問67を参照】